

平成25年10月30日

証拠資料提出書

公平委員長 殿

請求者 三井 環

平成14年第44号大阪高等検察庁事件において、人事院規則13-1 第46条の規定に基づき、別紙のとおり、証拠資料を提出します。

甲号証	標目 (作成者)	立証趣旨	原本 又は 写し
-----	-------------	------	----------------

			の別
39	<p>勾留百二十日</p> <p>大坪弘道（作成者）</p> <p>（108頁～109頁）</p>	<p>大坪弘道は、取り調べ担当の吉田検事に対して、妻から事情聴取した場合には、自己が知っているすべての秘密をばらすと、恫喝したこと。</p> <p>自己の特捜部検事の過程で、自分自身が直接承知している検察の秘密をすべて暴露すると発言したこと。</p> <p>大坪弘道の恫喝により、妻の事情聴取を止めたこと。</p> <p>検察の秘密をすべて暴露しようという発言は、甲第40号証、朝日新聞の記事の内容からして、三井環事件を指すものと思われる。</p>	写し
40	週刊朝日	大坪弘道が、平成25年10月8	写し

	<p>(131～132頁)</p>	<p>日、上告を断念し、大坪弘道の事件が確定したこと。大坪弘道の上司だった元検事が「失敗もあったが検察を救ったのも事実だ。三井事件は大きな功績だろう」と語っていること。</p> <p>大坪弘道は、「検察の裏についてぶちまけたいことがある。本気で三井事件の話をすれば、今でも、2－3人のクビが飛ぶと発言した」こと。</p> <p>この発言により、三井環事件は、大坪弘道の単独犯行ではなく、高田特捜部長、大仲主任検事らを含めた組織的な犯行であることが明らかとなった。すなわち、組織的に三井事件を創り上げたという意味だと思われる。</p>	
--	-------------------	--	--

		<p>なお、週刊朝日に対して、記事の内容を請求人三井環において、確認したところ、担当記者が大坪弘道に取材し、10月25日付の記事にする前に、記事の内容について大坪弘道本人から、事前に了解をとっているとのことであった。</p>	
--	--	--	--